

第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和2年1月30日（木）

8時45分～

会 場 庁議室兼防災対策室

- 1 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る本市の取組み等について

新型コロナウイルス感染症について

現時点での情報を踏まえ、対応に関する基本的な考え方を整理した。

1. 当疾患の評価

- ・ 感染源、感染経路等は不明：飛まつ、接触が想定される。
- ・ 感染伝搬の規模等は不明：1/28 現在で中国の肺炎患者 5,974 例、疑似症（検査中）9,239 例、健康観察者 59,990 人。中国以外では 15 か国 46 例、死亡 0。日本は 7 例、死亡 0。
- ・ 潜伏期：暫定 1～14 日（風邪 CoV2-4 日、SARS 2-10 日、MERS 2-14 日）
- ・ 感染性：濃厚接触によるヒト－ヒト感染（家族、医療従事者等）。現時点では人から人への持続的感染（インフルエンザのような）は認められていない。1/28 発表の国内発生については評価中。
- ・ 重症度：包括的に評価できる段階にない。上記 5,974 例中、重症 1,239 例、死亡 132 例。初期の死亡は、糖尿病や呼吸器疾患等の基礎疾患を有する中高年者が中心。

2. 主な公衆衛生対策

- ・ 中国：武漢市の出入り禁止、団体旅行業務・航空宿泊業務禁止等の措置
- ・ 検疫の強化、情報提供、国民への注意呼びかけ、指定感染症指定
- ・ 疑似症サーベイランスの実施（疑わしい患者の検査、積極的疫学調査等）

3. 今後の対応

県内・市内での患者発生に備えるとともに、ウイルス変異や国内患者急増等による緊急事態を想定した対応が必要（新型インフルエンザ等対策行動計画を参考に）

① 感染予防の徹底と発生時対応準備（患者・感染者リンク可能時期）

- ・ 患者の早期探知：感染症法の疑似症サーベイランス（未知の重症感染症の早期探知システム）での対応⇒2/7 より指定感染症としての対応
- ・ 予防対策：市民・関係施設等への注意喚起（手洗い・咳エチケット等の徹底）

- ・ 発生時対応準備（搬送、医療、疫学調査、市民相談体制、市民生活等）
帰国者・旅行者・接触者等からの散発的な発症でリンク可能な段階
- ② 患者急増等を想定した準備（パンデミック時）
ウイルスの変異等により感染性が高まり蔓延が予想される場合や県内・市内等で患者急増（患者集積）となった場合等を想定。
- ・ 医療体制の確保（オーバーフロー、医療機能停止を防止）
外来：専門外来確保 ⇒ 一般医療機関への切り替え
入院：指定医療機関 ⇒ 措置解除・重症者入院、指定以外医療機関等への入院、在宅療養の体制確保
- ・ 患者確認、検査
疑い患者把握・検査 ⇒ 重症者検査
- ・ 県民生活
日常生活用品確保⇒医薬品、食料品等の緊急物資供給確保

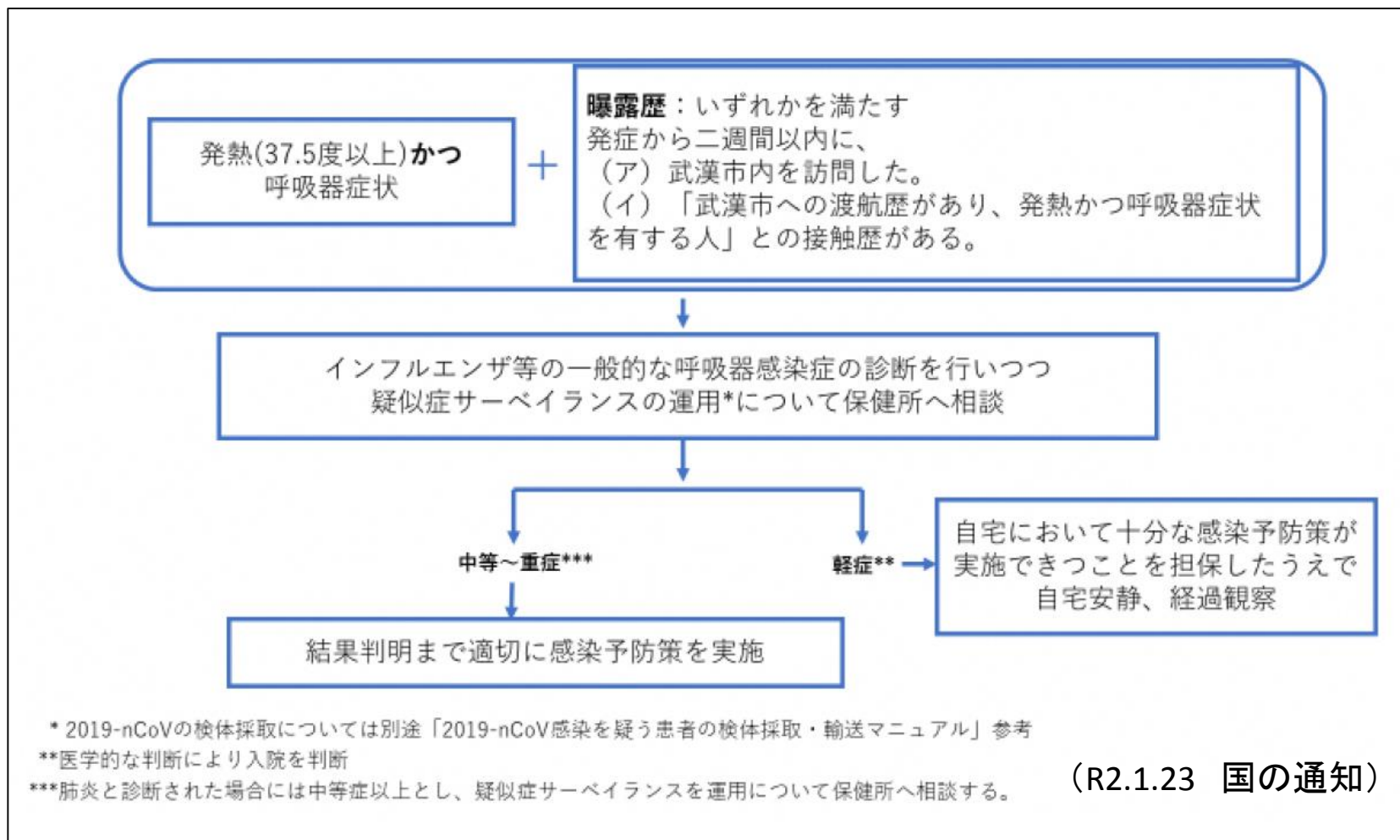
新型コロナウイルス関連肺炎に係る 福島市保健所の対応状況について

1 市内医療機関へ対応について周知

【内容】

(市医師会へ依頼)

(1) 患者確認の流れ



(2) 保健所医療機関等の連携確認

① 相談・報告



- ・ 市民からの相談
- ・ 医療機関からの相談連絡等

② 確認



- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎疑い患者確認の流れ（R2.1.23国の通知）に基づき調査、確認

③ 受診



- ・ 軽症者については、自宅において十分な感染予防策が実施できることを確認したうえで自宅安静、経過観察
- ・ 結果判明まで適切に感染予防策を実施し、中等度～重症者については、保健所へ連絡

④ 検査実施



⑤ 診断



⑥ 接触者調査及び健康観察

- ・ 行動経過、接触状況等を調査
- ・ 体温計測、症状出現等の健康観察

2 発生を想定した訓練の実施

- ① R1.6.19 感染症移送装置の取扱い研修、個人防護服着脱訓練
- ② R2.1.6 個人防護服着脱訓練
- ③ R2.1.22 新型インフルエンザ受け入れ対応訓練
(福島市保健所、県北保健所、医療機関合同訓練)

個人防護服着脱訓練の様子



消防と保健所の連絡、連携の場面

患者受入対応の場面



3 連携体制の強化

- ① 検体の取扱いや検査の方法について、国や県に確認し、医療機関へ対応を依頼
- ② 市内医療機関へ院内感染対策、患者対応の周知
(医師会へ依頼)
- ③ R2.1.28
新型コロナウイルス関連肺炎に係る
連絡調整会議の開催

4 市民への周知 (周知の内容)

- ① 手洗い、咳エチケット等について
(季節性インフルエンザに併せて)
高齢者施設、保育施設、学校等へ周知
- ② 電話相談窓口の開設
- ③ 市ホームページに情報を掲載

庁内各部局における取組状況 ①

(商工観光部)

- ・1/23 厚生労働省より保健所設置市に旅館業営業者及び関係機関団体に対し情報提供について協力依頼あり。
- ・1/24 宿泊者への対応、滞在中の発症者への対応、宿泊施設の従業員への対応等について、各旅館協同組合に対し情報提供の依頼を通知した。
- ・市観光コンベンション協会の福島駅東西観光案内所には、消毒用アルコールを配置し、随時対応している。
- ・福島市内の旅館・ホテルに対する「携帯電話による中国語圏外国人宿泊者への通訳」支援について宿泊事業者へ周知協力。

(消防本部)

- ・速やかな対応と関係機関との連絡体制の整備について、消防庁からの通知があり各署へ周知した。

庁内各部署における取組状況 ②

(こども未来部)

- ・1/24 文部科学省より幼稚園、保育施設、放課後児童クラブ、子育て支援センター等関連施設へコロナウイルス関連の対応に関する周知依頼があり周知した。

(教育部)

- ・県の教育庁から通知があり、各幼稚園、小中学校に1/23(木)周知した。
- ・通常の季節性のインフルエンザと同様(手洗い、咳エチケット等)の感染対策の実施を依頼。
- ・県教育庁の方から、対応について関係省庁等のHPを参照する旨の通知があった際には、随時各小中学校に周知している。
- ・昨日、H22年に市教育委員会で作成した新型インフルエンザ等対応のマニュアルを参考にすよう添付して通知した。

対応経過(令和2年1月28日)現在

日付	国の対応		福島県の対応	福島市保健所の対応
	厚生労働省	国立感染症研究所		
1月6日(月)	武漢市での非定型肺炎について事務連絡 ※医師会へは別途通知			
1月7日(火)			中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について通知発布	
1月10日(金)	「疑似症サーベイランスの運用ガイダンス(第三版)」を公表 ホームページに第3報掲載 ※医師会へは別途通知	「中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策について」を公表		
1月14日(火)	ホームページに第4報掲載			
1月15日(水)		「中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策について」を改正		関係医療機関と連絡調整
1月16日(木)	日本国内初の感染者について公表 「中国湖北省武漢市にて報告されている新型コロナウイルス(2019-nCoV)に対する保健所の対応への助言Ver.1」を公表			福島県衛生研究所へ検体の取り扱いについて問合せ ホームページ掲載
1月17日(金)	医療機関あて注意啓発に係る事務連絡発出	「中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策について」を改正 「新型コロナウイルスに対する積極的疫学調査実施要領」公表	新型コロナウイルス関連肺炎についてQ&A(衛研)	健康推進課より福島市医師会へ以下についての医療機関への周知を依頼 ・「中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策について」 ・中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策(ハイライト)
1月20日(月)	ホームページに第5報掲載			
1月21日(火)	新型コロナウイルス感染症に係るHPを公開 新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について関係会議開催	「新型コロナウイルスに対する積極的疫学調査実施要領」を改正 「中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策について」を改正		ホームページ更新
1月22日(水)	中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス(2019-nCoV)に対する保健所の対応への助言Ver.2	「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・搬送マニュアル」を公表 「新型コロナウイルスの患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針(案)」を公表	福島県新型インフルエンザ等対策推進会議 新型コロナウイルス関連肺炎についてQ&A改訂(衛研)	新型インフルエンザ等受入実動訓練実施(福島市保健所、県北保健所、医療機関)
1月23日(木)	新型コロナウイルスに関する検査対応について事務連絡発出			保健所内情報共有会議 ホームページ更新
1月24日(金)			福島県新型インフルエンザ等対策推進会議②	ホームページ更新
1月25日(土)	外国人患者への対応に関する支援ツールの周知に係る事務連絡			
1月26日(日)	「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A」公表			
1月27日(月)	「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A」一部修正			ホームページ更新 注意喚起のチラシを関係機関(庁内、医師会)に配布
1月28日(火)				市医師会へ、検査対応への協力依頼、廃棄物処理における感染症対策、外国人患者への対応等に係る支援ツール等について医療機関へ周知依頼 新型コロナウイルス関連肺炎に係る連絡調整会議

資料 3

【今後の市の対応方針】

現段階は、県内未発生期の段階であるが、発生に備え下記の対応を行う。

	現時点での対応	市内発生時の対応
実施体制	連絡調整会議開催により、庁内各部署、関係機関等と情報共有し発生時の対応準備。	感染拡大防止のための各部署連携による全庁的な体制強化。
患者の早期探知 (疑似症 サーベイランス)	一般医療機関・感染症指定医療機関・検査機関の連携体制の確認。	一般医療機関・感染症指定医療機関・検査機関の連携体制の強化。
情報収集・ 提供・共有	国等を通じ情報収集し、疑似症の発生動向調査結果を把握・分析。 発生状況等について市民、関係機関・団体に情報提供。 相談窓口開設	市内発生状況の迅速な把握と積極的疫学調査（患者の経過や行動等の聞き取り）を実施。 発生状況等について報告。 相談体制の強化。
予防・まん延防止	手洗いや咳エチケット等の感染対策の注意喚起、周知。	感染症法に基づく患者の治療や入院、接触者の健康観察の実施。市民への感染対策の要請。
医療	武漢市への滞在歴がある患者を診察した場合の院内感染対策や積極的な検査実施及び保健所への連絡を依頼。	適切な外来機能の確保。 入院病床の確保。
市民生活 ・経済の安定	市民や関係機関・団体等に対する感染症対策の注意喚起。	市民や関係機関・団体・学校・各種施設等に対する感染症対策徹底の要請。 市民に対し日常生活用品の確保等の適切な行動の呼びかけ。 交通確保、観光客対応等。

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルスによる肺炎について

中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降新型コロナウイルスを原因とする肺炎の発生が報告されています。つきましては、**武漢市から帰国・入国された方で、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用し、事前に連絡の上で医療機関に受診**していただきますよう、お願いします。なお、受診する際は、**武漢市の滞在歴があることを申告**してください。

主な症状について

発熱、全身倦怠感、乾いた咳。入院患者では**呼吸困難**も多い傾向にあります。

感染対策について

感染経路ですが、中国国内では人から人への感染が認められているものの、日本では人から人への持続的な感染は認められていませんが、対策として以下のことに留意しましょう。

風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗いなど、通常の感染対策を行うことが重要です ([新型コロナウイルス関連肺炎について \(PDF: 290KB\)](#))。

武漢市から帰国・入国された方で、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に医療機関に連絡した上で、受診していただきますよう御協力をよろしくお願いします。

また、**医療機関を受診する際は、武漢市滞在歴があることを事前に申し出てください**。

※武漢市からの入国・帰国、または武漢市から入国・帰国された方との接触があり、気になる症状がある方は、**保健所（下記連絡先）までご相談ください**。

最新情報について

詳細情報や最新情報については、厚生労働省感染症情報のページ等をご確認ください。

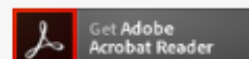
[リンク先：厚生労働省感染症情報（外部サイトへリンク）](#)

[リンク先：国立感染症研究所（外部サイトへリンク）](#)

[リンク先：厚生労働省検疫所FORTH（外部サイトへリンク）](#)

資料：[新型コロナウイルス関連肺炎について \(PDF: 290KB\)](#) (PDF: 290KB)

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。



このページに関するお問い合わせ先

新型コロナウイルス関連肺炎について

1、新型コロナウイルスについて

中華人民共和国湖北省武漢市等で新型コロナウイルス（2019-nCoV）に関連した肺炎の発生が報告されています。発病すると、**発熱、咳などの呼吸器症状等**が出現し、高齢者や基礎疾患がある方は重症化するとされています。

感染経路ですが、中国国内では人から人への感染が認められるものの、日本では人から人への持続的感染は認められていません。

武漢市から帰国・入国された方で、咳や発熱等の症状がある方は、マスクを着用し、**事前に連絡の上で**医療機関に受診してくださいませよう、お願いします。なお、受診する際は、武漢市の滞在歴があることを申告してください。

問い合わせ先 福島市保健所 健康推進課 感染症対策係
電話 024-572-3152

2、対策のポイントについて

風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、**咳エチケット**や**手洗い**など、通常の感染対策を行うことが重要です。流水による手洗いを頻回に行い、外出後や咳をした後、口や鼻、目等を触る前には手洗いを徹底しましょう（手洗いについては裏面参照）。

手指消毒の手順

出典：「日本環境感染学会教育ツールVer.3.1より引用」

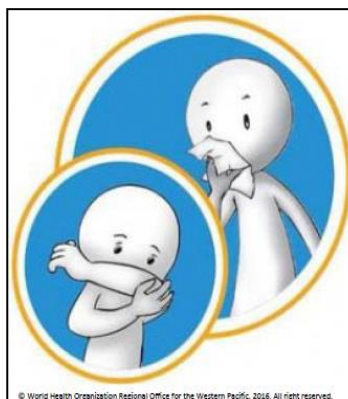


- 1 消毒薬約3mLを手のひらに取ります（ポンプを1回押しと露状に約3mLです）。
- 2 初めに両手の指先に消毒薬をすりこみます。
- 3 次に手のひらによくすりこみます。
- 4 手の甲にもすりこんでください。
- 5 指の間にもすりこみます。
- 6 親指にもすりこみます。
- 7 手首も忘れずにすりこみます。乾燥するまでよくすりこんでください。

指先から消毒するのがポイントです。



また、咳をする場合には口や鼻をティッシュで覆う等の**咳エチケットを守り**、周りの人への感染を予防するため、サージカルマスクを着用し、人が多く集まる場所は避けましょう。



- ①咳やくしゃみの際は**ティッシュ**で口と鼻をおおきましょう。
- ②ティッシュ等がない場合には、**二の腕**で口と鼻をおおきましょう。

できていますか？

衛生的な手洗い



1 流水で手を洗う



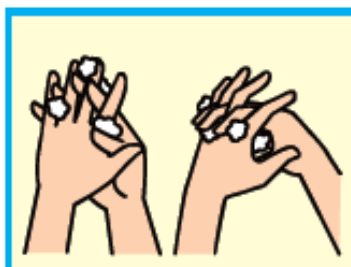
2 洗剤を手取る



3 手のひら、指の腹面を洗う



4 手の甲、指の背を洗う



5 指の間(側面)、股(付け根)を洗う



6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う



7 指先を洗う



8 手首を洗う(内側・側面・外側)



9 洗剤を十分な流水でよく洗い流す



10 手をふき乾燥させる



11 アルコールによる消毒

2度洗いが効果的です!

2~9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

※アルコールは、ノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。

©公益社団法人日本食品衛生協会

令和2年1月27日

福島市保健所健康推進課 作成

ひと、暮らし、みらいのために



↑ ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

🔍 検索

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 厚生科学審議会(感染症部会) > 第36回厚生科学審議会感染症部会（持ち回り開催）資料

第36回厚生科学審議会感染症部会（持ち回り開催）資料

審議開始日

令和2年1月27日（月）

議決日

令和2年1月27日（月）

持ち回り審議による

持ち回り審議により、第36回厚生科学審議会感染症部会が開催されました。

議題

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部改正について

資料一覧

資料

▶ [資料 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について \[PDF形式:1.7MB\]](#)

政策について

▶ 分野別の政策一覧

▶ 組織別の政策一覧

▶ 各種助成金・奨励金等の制度

▶ 審議会・研究会等

▶ [審議会・研究会等開催予定一覧](#)

▶ 国会会議録

▶ 予算および決算・税制の概要

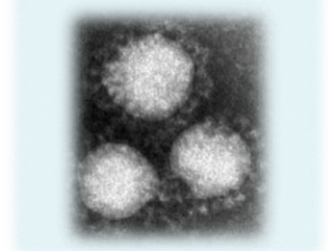
▶ 政策評価・独法評価

▶ 厚生労働省政策会議

コロナウイルス感染症について

- 中国湖北省武漢市において、昨年12月以降、病原体不明の肺炎患者が発生し、後にそれが新型のコロナウイルスによるものと判明した。
- コロナウイルスとは、一本鎖(+鎖)RNA※で構成されたウイルスである。
※二重らせんを形成していないRNA
- コロナウイルスには、いわゆる風邪の原因となる4種（HCoV-229E, HCoV-OC43, HCoV-NL63, HCoV-HKU1）と、重症肺炎を引き起こす2種（SARS-CoV, MERS-CoV）が知られている。
- 表面に存在する突起が王冠(crown)に似ていることから、ギリシャ語にちなみコロナcoronaと名付けられた。

<コロナウイルス>



感染経路		臨床症状	治療・予防
<ul style="list-style-type: none"> ・ HCoV-229E ・ HCoV-OC43 ・ HCoV-NL63 ・ HCoV-HKU1 	<ul style="list-style-type: none"> ○咳、飛沫、接触による感染。 	<ul style="list-style-type: none"> ○潜伏期間は2～4日。 ○主に鼻炎、上気道炎、下痢等を引き起こす。 ○通常は重症化しない。 	<p><治療></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定の治療法はなく、対症療法で治療。
<ul style="list-style-type: none"> ・ SARS-CoV ・ MERS-CoV 	<ul style="list-style-type: none"> ○SARSは上記に加え便にも注意。 	<ul style="list-style-type: none"> ○潜伏期間は2～10日（SARS-CoV）、2～14日(MERS-CoV)。 ○上記症状に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ・ SARSでは高熱、肺炎、 ・ MERSでは高熱、肺炎、腎炎を起こしうる。 	<p><予防></p> <ul style="list-style-type: none"> ○有効なワクチンはない。 ○手指や呼吸器の衛生、食品衛生の維持を心がける。 ○咳、くしゃみなどの呼吸器症状を示す人との密接な接触を避ける。

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月27日 14:00時点

	中国(※)	タイ	韓国	台湾	ベトナム	シンガポール	フランス	米国	オーストラリア	マレーシア	ネパール	カナダ	日本
患者数	2744名	8名	4名	4名	2名	4名	3名	5名	4名	4名	1名	1名	4名
死亡者数	80名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

(※) 中国では、湖北省（武漢市を含む）、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症よる死亡例は、中国での80例。
- 日本での感染者1例については、1月15日に症状が軽快し退院。
- 我が国で、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目が確認されたところ。

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する WHOによる助言の概要（速報）

2020年1月23日
(ジュネーブ時間)

経緯

- 2020年1月22-23日に開催された緊急委員会では、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」は、時期尚早であるとの意見が複数の委員から出された。
- 委員からの様々な意見を踏まえ、緊急委員会は助言を発表した。

重要な要素

- ヒト-ヒト感染の発生は確認されたこと
- 一つの医療機関で感染拡大があったこと
- 患者のうち25%が重症であったこと
- 感染源は不明
- ヒト-ヒト感染の程度については未だ不明

助言の内容

(日本を含む)全ての加盟国に対する助言は、以下のとおり。

1. 封じ込めのために、積極的なサーベイランス、早期発見、患者の個室管理、適切な管理、接触者の健康観察等を含む対策を実施し、WHOにデータを共有すること。
2. ヒトへの感染を減らすこと、二次感染及び国際的拡大を防ぐために、関係機関と連携すること等に重点を置くこと。
3. WHOの渡航勧告※に従うこと。

(※ 手洗いの徹底やマスクの着用など一般的な感染症対策を行うこと、海外渡航の制限はしないこと。)

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた対応について

1/21 関係閣僚会議決定

<水際対策>

- **感染のリスクが高い地域**からの入国者・帰国者に対する検疫所におけるサーモグラフィー等による健康状態の確認を始めとする水際対策を徹底する。

<国内サーベイランス>

- 医療機関において感染が疑われる者が確認された場合は、適切に**国立感染症研究所での検査**する仕組みを着実に運用するとともに、感染者の濃厚接触者の把握を徹底する。

<情報提供>

- 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況や感染性・病原性等について、**世界保健機関や諸外国の対応状況等に関する情報収集**に最大限の努力を払う。
- **国民に対して**、引き続き**迅速かつ的確な情報提供**を行い、安心・安全の確保に努める。なお、情報提供を行う際、感染者の個人情報の取扱いには十分に留意する。

1/23 新たな検疫等の対策強化パッケージ

<水際対策>

- **中国からの全ての航空便**（※）において、健康カードの配布、機内アナウンスの実施を拡大するよう、航空会社に要請。

<医療体制>

- 武漢市以外に流行が拡大した場合には、その**流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めた際**にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、**保健所と連携して疑似症サーベイランス**（原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度）を確実に実施

<国内サーベイランス>

- 国立感染症研究所で実施している検査について、**全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるよう**に体制を整備
- 特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起の通知を発出

<情報提供>

- **宿泊施設に対し**、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合の**対応の周知**を図る。
- 新型コロナウイルス関連肺炎に関する**Q&A**を発出し、**広く国民に情報提供**を行う。

新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について

概要

○ 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する。

【政令制定・改正】新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令案
検疫法施行令の一部を改正する政令案

<参考>

指定感染症: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)

検疫感染症: 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
国内対策	<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。 患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性も)</p> <p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用 協力ベースであり、医師の義務ではない。</p> <p>(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施 法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。</p>	<p>① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)</p>
検疫	<p>(1) 発熱の確認(サーモグラフィ) (2) 自己申告の呼びかけ 協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。</p>	質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)

感染症法の対象となる感染症の概観とその措置

分類	実施できる措置等	分類の考え方	必要性	
一類感染症	<ul style="list-style-type: none"> 対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 交通制限等の措置が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ヒトからヒトに伝染。 感染力と罹患した場合の重篤性から危険性を判断。 	国内での発生・拡大が想定され、又は発生・拡大した場合の危険性が大きいと考えられる感染症であり、感染拡大を防止するため。	
二類感染症	<ul style="list-style-type: none"> 対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 			
三類感染症	<ul style="list-style-type: none"> 対人：就業制限（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 			
四類感染症	<ul style="list-style-type: none"> 動物等への措置を含む消毒等の措置 			<ul style="list-style-type: none"> 動物等を介してヒトに感染。
五類感染症	<ul style="list-style-type: none"> 国民や医療関係者への情報提供 			<ul style="list-style-type: none"> その他国民の健康に影響
新型インフルエンザ等感染症	<ul style="list-style-type: none"> 対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 政令により一類感染症相当の措置も可能 感染したおそれのある者に対する健康状態報告要請、外出自粛要請 等 	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザのうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの。 かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの。 		
指定感染症 (※)	<ul style="list-style-type: none"> 一～三類感染症に準じた対人、対物措置 ※政令で指定。一年で失効するが、一回に限り延長可。 	<ul style="list-style-type: none"> 既知の感染症で一から三類感染症と同様の危険性のあるもの。 	国内での発生・拡大を想定していなかった感染症について、実際に発生又はその危険性があるとき迅速に対応するため。	
新感染症	当初	厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ヒトからヒトに伝染する未知の感染症。 危険性が極めて高い。 	未知の感染症について、万が一国内で発生したときの対応について法的根拠を与えるため。
	要件指定後	一類感染症に準じた対応		

検疫法に基づく隔離・停留等の措置の概要

類型		実施する措置
検疫感染症	2条1号に規定する感染症一類感染症 エボラ出血熱、痘そう、ペスト等	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等 ※隔離・停留先は医療機関
	2条2号に規定する感染症 新型インフルエンザ等感染症	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等 ※停留は宿泊施設でも可能。
	2条3号に基づき政令で指定する感染症 チクングニア熱、鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)、デング熱、マラリア	質問、診察・検査、消毒等 (隔離・停留はできない。)
法34条に基づき政令で指定する感染症 (34条)		質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等の全部又は一部 ※隔離・停留先は医療機関

福島市内宿泊事業者各位

一般社団法人 福島市観光コンベンション協会
会長 渡邊 和裕
(公印省略)

福島市内の旅館・ホテルに対する「携帯電話による中国語圏外国人宿泊者への通訳」支援（無償）について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、当会運営に対して格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中国湖北省武漢市を中心に急速に感染が拡大している新型コロナウイルス感染事象について、日本政府が1月28日に「指定感染症」及び「検疫感染症」と指定したことを受け、福島市観光コンベンション協会（会長：渡邊 和裕）では福島市内の宿泊事業者に対して、「携帯電話による中国語圏外国人宿泊者への通訳」支援を以下の通り実施します。

記

1 支援実施目的

福島市より福島市内宿泊事業者に対する1月24日付の協力依頼を受け、中国語による意思疎通が困難や、通訳アプリ等を導入していない宿泊事業者を主対象とし、中国語圏外国人宿泊者に対する適時「通訳支援」を実施することで、①感染拡大防止への寄与、②福島市内宿泊事業者（特に、中小規模事業者）の負担軽減や不安緩和を企図するものです。なお、福島市から福島市内宿泊事業者に対する協力依頼内容は次の通りです。

～以下、1月24日付、福島市から福島市内宿泊事業者に対する協力依頼内容（抜粋引用）～

2. 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱かつ呼吸器症状（咳等）の発症（以下「発症」という。）時には必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。
3. 宿泊者が、宿泊施設滞在中に発症を申し出た場合、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。なお、発症者が武漢市への渡航歴があり発熱等がある場合には、福島市保健所まで連絡すること。
4. 3. により、医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。

2 支援概要

1) 福島市内の旅館・ホテルに対する「携帯電話による中国語圏外国人宿泊者への通訳」支援とは？

中国語圏の外国人旅行者と福島市内宿泊事業者との、健康状態の確認や医療機関受診の推奨などの複雑な意思疎通の支援を目的として、中国語（北京語）の携帯電話による適時通訳を当会が無償で引受けるものです。

2) 具体的な支援内容

①中国語圏外国人宿泊者（日本語を話せない個人旅行者あるいは日本語が堪能な添乗員が同行していないツアー参加者）と福島市内宿泊事業者との「新型コロナウイルス」に関する健康状態の確認や医療機関受診の推奨などの複雑な意思疎通を目的とした「携帯電話（スピーカー機能）」による通訳

②中国語圏外国人旅行者（日本語を話せない個人旅行者あるいは日本語が堪能な添乗員が同行していないツアー参加者）で、海外旅行保険に加入しておらず、医療通訳サービスが受けられない旅行者を対象とした医療機関受診時の、旅行者と医療関係者との意思疎通を目的とした「携帯電話（スピーカー機能）」による適時通訳

※コロナウイルスや、受診可能な医療機関に関する相談は「福島市保健所 健康推進課 感染症対策係」へお願いします。（TEL：024-572-3152）

3) 対象言語

- ・中国語（北京語）

4) 支援対象者

- ・福島市内の旅館・ホテル事業者
※中国語対応が困難な事業者

5) 支援対象期間

- ・令和2年1月30日～3月31日（終了日は延長の可能性あり）

6) 支援対応時間

- ・9：00～18：00
（緊急状態の場合はその限りではございません）

7) 事業者負担費用

- ・無償支援

8) 協力

- ・福島市

3 携帯電話による中国語通訳支援の流れ（申込書提出済みの事業者）

- ◆ステップ1 携帯電話を「スピーカー機能」に設定します。
- ◆ステップ2 予め事業者に付与した「携帯電話番号」にダイヤルします。
- ◆ステップ3 予め配布した電話マニュアルに沿って、最初に事業者名、担当者名、対象者の簡潔な状況と電話目的を日本側事業者が当会担当者にお伝え下さい。
- ◆ステップ4 スピーカーに向かって日本語、中国語双方で話してください。
- ◆ステップ5 通訳担当者が、日本語は中国語に、中国語を日本語にそれぞれ通訳します。

※電話による通訳支援に際する留意事項

極力正確な通訳を期すよう努力しますが、対応者がプロフェッショナルな同時通訳者ではないため、誤訳が生じる可能性があることや、誤訳によって生じた損害に対する免責を確認及び了承の上、本支援をご利用下さい。

4 支援申込書提出のお願い

- ・支援事業者数を正確に把握し、留意事項に関する理解と了承を頂くことを目的として、本支援を希望する事業者は別紙支援申込書を記入の上、当会へFAXを送信願います。
- ・支援申込書を受領し次第、通訳用「携帯電話番号」をメールにてお知らせします。
- ・当会会員か否かは問いません。
- ・申込書提出期限：2月5日（水）17時まで

5 本支援に関する問い合わせ

- ・（一社）福島市観光コンベンション協会 担当 高橋・吉田
- ・FAX：024-563-5915 / TEL：024-563-5554

FAX : 024-563-5915

福島市観光コンベンション協会行き（添書不要）

福島市内の旅館・ホテルに対する

「携帯電話による中国語圏外国人宿泊者への通訳」支援（無償）

利用申込書

私ども（ ）は、福島市観光コンベンション協会による、福島市内の旅館・ホテルに対する「携帯電話による中国語圏外国人宿泊者への通訳」支援（無償）について、内容理解の上、留意事項を了承しましたので、申込みします。

(申込者) 事業者名 _____
担当者氏名 _____ 担当者役職 _____
担当者携帯電話番号 _____
代表電話番号 _____
担当者メール _____

留意事項チェック欄

留意事項に了承を頂いた場合は下記欄へサインをお願いします。

留意事項	サイン欄
対応者がプロフェッショナルな同時通訳者では無いため、誤訳が発生する可能性があること。	了承いただいた場合はサイン
対応者がプロフェッショナルな同時通訳者では無いため、誤訳によって生じた損害を免責すること。	了承いただいた場合はサイン

◆申込締切り 2月5日（水）17時

【問合せ】福島市観光コンベンション協会（担当：高橋・吉田）
電話 024-563-5554（直通） FAX 024-563-5915